

なぜ税率改正が必要なの？

当市の国民健康保険事業は、平成30年度に保険税率の改正を行って以来、税率を据え置き、国民健康保険財政調整基金(貯金)[以下、「基金」という]を取り崩し活用することで、市内の市町村と比較して低い国民健康保険税額としてきました。

しかし、医療の高度化により1人当たりの医療費が年々上昇しているほか、人口減少、後期高齢者医療保険への移行などにより被保険者数は減少しており、国民健康保険税の収入は年々減少しています。

それに伴い、収入不足を補ってきた基金の残高も年々減少し、現在の税率のままでは令和7年度中に基金が底をつく状況だったことから、

市では、令和6年12月に補正予算を議決いただき、一般会計から約4.4億円を基金に積み立てました。しかしそれでもなお、数年後には基金が底をつく見込みであることから、将来にわたって国民健康保険制度を安定的に運営するため、やむを得ず、保険税率を引き上げることとしました。

なお、保険税率の引き上げは国民健康保険加入者の負担が急激に増えないように令和7年度から11年度までの5年間をかけて段階的に行います。令和8年度以降の保険税率は、市が毎年度試算し決定します。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください



国民健康保険税は何に使われているの？

国民健康保険税は主に保険給付(医療費)に使われています。

医療費が必要以上に増加しないよう、一人一人が次のことを意識しましょう。

- 医療機関の重複受診を控える
- お薬手帳は一つにまとめる
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用する
- 長期的な医療費の削減のため、定期的に健康診断を受診し、病気の予防に努める



今後も安心して医療を受けられる制度を維持するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康保険(国保)の異動手続きを忘れずに

健康保険の資格が変わったときは、14日以内に世帯主または同じ世帯の人が届け出をする必要があります。忘れずに異動手続きをお願いします。

■国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入してきたとき〔国保以外の健康保険(被用者保険、後期高齢者医療制度など)に加入していない場合〕
- 職場の健康保険をやめた、または被扶養者でなくなったとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

■国保をやめるとき

- ほかの市区町村へ転出するとき
- 職場の健康保険などに加入した、または被扶養者になったとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

●手続きに必要な書類について詳しくは、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ・手続き】

- ▷ 本館国保医療課(☎41-3583)
- ▷ 各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

令和7年度から 国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、病気やけがなどで医療機関を受診する際、被保険者の経済的負担を軽減するために必要な保険給付を行うものです。

将来にわたって国民健康保険制度を安定的に運営するため、国民健康保険税率の改正を行います。

【国民健康保険制度についての問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)
【国民健康保険税額の試算についての問い合わせ】本館市民税課(☎41-3526)

令和7年度の改正概要

令和6年度	所得割率	均等割額	平等割額
医療分(0~74歳)	6.50%	16,500円	16,300円
後期高齢者支援金分(0~74歳)	2.00%	6,900円	5,600円
介護分(40~64歳)	2.00%	7,500円	7,800円

令和7年度	所得割率	均等割額	平等割額
医療分(0~74歳)	6.50%	16,500円	16,300円
後期高齢者支援金分(0~74歳)	2.50%	9,500円	7,000円
介護分(40~64歳)	2.00%	7,900円	7,800円

改正後の保険税額の例

単身者(25歳)

給与所得95万円(給与収入150万円)



令和6年度	令和7年度
80,400円	86,200円

+5,800円/年

夫婦(夫50歳・妻50歳)

(自営業)営業所得300万円



令和6年度	令和7年度
361,300円	381,600円

+20,300円/年

夫婦(夫45歳・妻40歳)と子ども(15歳・10歳)

夫:給与所得188万円(給与収入280万円)
妻:給与所得45万円(給与収入100万円)



令和6年度	令和7年度
292,600円	312,800円

+20,200円/年

夫婦(夫73歳・妻70歳)

夫:年金所得90万円(年金収入200万円)
妻:年金所得0万円(年金収入78万円)



令和6年度	令和7年度
74,300円	79,900円

+5,600円/年

令和7年度の保険税額は7月中旬にお知らせします

令和7年度の納税通知書を7月中旬に世帯主へ送付する予定です。この納税通知書で令和7年度の保険税額をご確認ください。